

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社とご縁のある全てのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力しております。そして、上場企業としての立場からは、株主の権利と利益を守るための健全な経営と、それを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】

現在の議決権行使比率は約90%あるため、書面による議決権行使の方法に特段支障はないと考えております。従いまして、コスト等を勘案し、現時点では、議決権の電子行使手続きは行っておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

当社は、過去において取引の維持・拡大、情報収集を目的とした純投資目的以外の目的で株式を取得いたしましたが、現時点において、情報収集が主な保有目的となっており、いわゆる政策保有株式としての株式の保有は行っておりません。

【原則1－7 関連当事者の取引】

当社は、取締役、取締役の2親等以内の親族および議決権を10%以上保有する主要株主等との関連当事者と取引を行う場合、あらかじめ取引条件およびその決定方法等の妥当性について検討します。その後、取締役会規程に基づき、必要に応じて取締役会で必要な手続きを経ることとしております。また、当該取引の条件およびその決定方針等につきましては、招集通知および有価証券報告書等で開示を行っております。

【原則3－1 適切な情報開示】

(i) 経営理念、経営戦略および経営計画については、当社ホームページにおいて、開示しております。

- ・経営理念 <http://www.komeri.bit.or.jp/aboutus/index.html>
- ・経営戦略 <http://www.komeri.bit.or.jp/company/index.html>
- ・経営計画 事業年度ごとの業績の見通しにつきましては、決算短信等で公表しております。また、中期経営計画につきましては、2016年4月26日に公表しております。http://www.komeri.bit.or.jp/ir/finalaccounts/2016/komeri_midplan.pdf

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書「6. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(iii) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針につきましては、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示の内容」および有価証券報告書で開示しております。

執行役員の報酬につきましては、執行役員規程に基づき、取締役会において決定しております。

(iv) 執行役員の選任および取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、以下の通りです。

- ・執行役員につきましては、性別を問わず、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役と人事担当取締役の協議のうえ、取締役会で決定しております。
- ・社外を除く取締役および監査役につきましては、性別を問わず、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役と人事担当取締役の協議のうえ、原則として、執行役員経験者(監査役においては取締役または執行役員経験者)の中から候補者を選定し、取締役会において株主総会付議議案として決議し、株主総会に提案しております。
- ・社外取締役につきましては、当社の社外役員の独立性基準を満たしたCEO経験者または出身各分野における経験・実績・知見を有し、経営の実務経験を有する方であって、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた方を中心に候補者を選定することとしております。
- ・社外監査役につきましては、当社の社外役員の独立性基準を満たした法律や財務・会計等の専門知識を有する方または企業経営や小売業界に精通した方であって、それらを当社の監査に反映していただける方を中心に候補者を選定することとしております。

(v) 取締役の個々の選任理由につきましては、株主総会参考書類で開示しております。また、社外取締役および社外監査役の選任の理由は、本報告書【取締役関係】「会社との関係(2)」および【監査役関係】「会社との関係(2)」にも記載しております。

【補充原則4－1－1】

当社は、経営の意思決定と業務執行を分離し、業務遂行の責任の明確化を図っております。

取締役会規程、常勤役員会規程および職務権限表において、経営陣に対する委任の範囲を定めております。取締役会および常勤役員会の役割分担につきましては、本報告書「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効活用】

当社は、社外役員の独立性基準を定め、その基準を満たし、かつ、豊富な経験と見識に基づき当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9 社外取締役の独立性基準および資質】

当社は、社外役員の独立性基準を定めております。当該基準の概要是有価証券報告書にて開示しております。また、社外取締役の選任理由は、本報告書【取締役関係】「会社との関係(2)」に記載しております。

【補充原則4－11－1】

当社は、取締役会が戦略的的意思決定とコンプライアンスの強化を図り、経営環境の急激な変化に対応できるよう、「執行役員制度」「取締役の任期1年」「取締役及び執行役員の担当制」を採用し、経営の意思決定と業務執行を分離する体制を整えて、10名以下の少数の取締役で取締役会を運営することとしております。業務執行取締役は、性別を問わず、これまでの業務経験・実績・課題遂行能力等を総合的に勘案し、代表取締役と人事担当取締役の協議のうえ、取締役会に諮り決定しております。社外取締役は、当社の社外役員の独立性基準および当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた方を複数名選任することとしております。

【補充原則4－11－2】

当社役員および役員候補者の「重要な兼職の状況」につきましては、招集通知の事業報告および株主総会参考書類、ならびに有価証券報告書等に記載しております。

また、社外役員の重要な兼職の状況につきましては、本報告書【取締役関係】「会社との関係(2)」および【監査役関係】「会社との関係(2)」にも記載しております。

【補充原則4－11－3】

当社は、毎年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。本年度は6月度開催の取締役会において分析・評価を行いました。本年度は、コーポレートガバナンス・コードの各項目への対応状況の確認を中心に議論を行い、中期経営計画を公表、取締役候補者の個々の選任理由の開示、英文招集通知等の新たに実施した事項の確認を行いました。今後も、取締役会の実効性を高めるための取り組みを継続して行ってまいります。

【補充原則4－14－2】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与する役割・責任を果たす資質を備えた方を、取締役または監査役に指名しております。そのため、各取締役・監査役に対して、役員の責任と義務、法的リスク等の知識の習得の自己啓発を推奨するとともに、必要に応じて、社内研修会等の実施、また、社外研修を活用しております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画室にIR担当部署を置き、IR担当役員および担当者を選任しております。IR担当役員および担当者は、インサイダー取引および秘密情報に関する社内規則を遵守し、経理部等の関係部署と連携を行ってまいります。

また、第2四半期および期末決算におきましては、決算説明会を開催するとともに、寄せられたご意見等につきましては、必要に応じて取締役会で報告を行うこととしております。

このような取組みを行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を目的とした適切な情報開示および建設的な対話に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社米利	13,734,642	25.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,826,100	5.19
捧 賢一	2,776,685	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,226,100	4.09
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,500,000	2.75
ビーエヌワイエムエル ノントリー・ティー アカウント	1,451,400	2.66
株式会社第四銀行	1,325,373	2.43
有限会社ささげ	1,300,647	2.39
捧 鈴二	1,122,397	2.06
サービーエヌワイ ガバメント オブ ノルウェイ	1,013,600	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 上記大株主の状況は、平成28年3月31日現在のものであります。
- 上記のほか、自己株式が3,764,682株（発行済株式総数に占める割合 6.91%）あります。
- 平成28年1月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド及びその共同保有者であるM&Gインベストメント・マネジメント・リミテッドが平成27年10月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッド	シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、#32-10、マリーナ・ベイ・フィナンシャルセンター・タワー2	3,437	6.32
M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド	英国、ロンドン、ローレンス・パウントニー・ヒル、EC4R OHH	580	1.07

- 平成28年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が平成28年3月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	870	1.60
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	1,120	2.06

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
松田 修一	他の会社の出身者										
木内 政雄	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 修一	○	ウエルインベストメント株式会社社外取締役、株式会社ミロク情報サービス社外取締役、株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役を兼任／早稲田大学名誉教授	(選任の理由) 長きにわたる大学教授としての専門知識と、幅広い視野及び他社における社外役員としての豊かな経験を活かして、当社の経営上の監督等に十分な役割を果たしていただけるとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性は無いと判断し、独立役員に指定しております。

木内 政雄	○	株式会社U. P. n. P代表取締役、株式会社チヨダ社外取締役を兼任	(選任の理由) 企業経営者としての幅広い視野と豊かな経験を当社の経営に活かしていただけるとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性はないと判断し、独立役員に指定しております。
-------	---	-------------------------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開催し、監査の実効を高めるよう努めております。また内部監査機能として「監査室」が、各部門の業務遂行状況の監査を定期的に実施し、業務改善の助言を行っております。監査役は「監査室」と必要に応じて会合を開催し、「監査室」は必要に応じ監査役に対し報告を行っております。

会計監査人は決算監査を実施した後、監査役会に対し会計監査についての監査報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 善六	弁護士											○		
田久保 武志	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 善六	○	福田道路株式会社社外監査役、新潟県信用組合監事を兼任／弁護士	(選任の理由) 弁護士としての法的な専門知識と経験を当社の監査に反映していただけるとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性はないと判断し、独立役員に指定しております。 また、同氏とは顧問契約を締結しておりませんが、同氏に対して弁護士報酬を支払っておりますが、その支払額は年間1,000万円未満であり、当社の意思決定に影響を与えるような取引関係はございません。
田久保 武志	○	株式会社コメリキャピタル社外監査役を兼任／公認会計士	(選任の理由) 公認会計士としての豊富な実務経験に基づく財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただけるとの判断から選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は、当社の意思決定に影響を与える取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる可能性はないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって、年功的かつ報酬の後払い的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止し、平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション制度の導入を決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

経営に対する独立性を確保するため、社外取締役及び監査役につきましては、ストック・オプションの付与対象者としていません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬体系は、中長期的な企業価値を向上させ、収益性及び効率性の最大化を目指すとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの向上を担う優秀な人材を確保することを目的としたものとしております。

なお、退職慰労金制度は、平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

a. 取締役

(a)報酬体系

取締役の報酬は、月額報酬と業績連動報酬(株式報酬型ストック・オプション及び賞与)を基本とし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとしております。

独立性が求められる社外取締役の報酬につきましては、月額報酬のみとしております。

(b)報酬枠

・月額報酬及び賞与

年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)

・株式報酬型ストック・オプション

年額1億5,000万円以内(1,500個を上限)

(c)報酬の決定方法

基本報酬及び賞与につきましては、各取締役(社外取締役を除く)の「課題の達成度」や「業績貢献度」等を勘案し、当社が定めた一定の評価基準に基づき、取締役会の決議により決定しています。また、株式報酬型ストック・オプションにつきましては、株式報酬型ストック・オプション規程に基づき取締役会の決議により決定します。

b. 監査役

(a)報酬体系

経営に対する独立性を確保するため、月額報酬のみとしております。

(b)報酬枠

年額6,000万円以内

(c)報酬の決定方法

監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従のスタッフは置いておりませんが、内部統制担当の社員及び経理部・監査室・法務室所属の社員が社外取締役及び社外監査役の業務を補佐し、業務監査及び会計監査と連携できる体制を確立しております。

また、社内の取締役に準じて情報の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現在当社は、取締役会・監査役会を設置し、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。

a. 取締役会

・取締役会は取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な政策に関する事項を決議し、業務執行状況を監督しております。原則として月1回、定期的に開催されます。

・経営の意思決定と業務執行を分離し、業務遂行責任の明確化と組織の活性化を図るため、執行役員制度を平成15年6月から採用しております。

・取締役の経営責任を明確化し、経営環境の急激な変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築するため、平成25年6月21日の定時株主総会において、取締役の任期1年化を決議しております。

・平成26年3月より更なる組織運営の効率化を図ることを目的として、取締役及び執行役員の受け持つ職能について担当制を採用するとともに、平成26年6月より代表取締役を2名から1名とし、より機動的な経営判断の実施及び経営体制並びにコーポレート・ガバナンスの強化を目指しております。

・平成27年6月25日開催の定時株主総会において、社外取締役1名増員し、社外取締役2名体制といたしております。

b. 常勤役員会

常勤の取締役・監査役及び執行役員をもって構成し、日常の業務に関して意思決定を行っております。

原則として月1回、定期的に開催されます。

c. 監査役会

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役会規程に基づき、法令及び定款に従い監査役の監査方針を定めると共に、各監査役の報告に基づき監査報告書を作成しております。

d. 内部統制委員会

内部統制委員会は、当社の主要各部及び連結子会社より選任された各委員が中核となり、金融商品取引法に定められた「内部統制報告制度」に対する社内体制の整備・運用と有効性の判断を行い、経営者に報告を行っております。

e. コンプライアンス委員会

当社は、誠実かつ公正な企業活動を実践するために、コンプライアンス委員会を設置し、原則として月1回、定例会を実施しております。その活動内容は、社内の重要な会議で、年2回、定期的に報告等しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「執行役員制度」「取締役の任期1年」「取締役及び執行役員の担当制」を採用し、独立性が高い社外取締役2名、社外監査役2名を株主総会で選任しております。その結果、業務執行機能が分離された取締役会は、少数の取締役での運営となり、戦略的・意思決定とコンプライアンスの強化が図れるとともに、経営環境の急激な変化に対応できる体制が構築されていると判断するため、現在の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って、招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主様が出席しやすいように、いわゆる株主総会集中日を回避した開催日を原則としております。
その他	当社ホームページに、招集通知・決議通知・議決権行使結果を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期決算、期末決算発表後に決算の説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算補足資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIRの担当部署を置き、次の者がIR活動のための具体的方策の企画及び実施を行っております。 取締役 執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー 早川 博 経営企画室リーダーマネジャー 佐々木 学	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コメリグループ行動指針に行動基準を規定し、実施しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成2年に「コメリ緑資金の会」を設立し、毎年、利益の1%相当額を原資として、地域の緑化活動ならびに災害時における物資の安定供給の基盤整備、文化・社会振興への還元事業を続けております。 1. 環境保全への取り組み 平成8年には、「財団法人緑育成財団」を設立し、園芸・農業分野の研究開発事業への支援を行っております。また、平成11年には、地域の緑化活動に参加する「緑資金ボランティア」制度を創設し、これまで延べ1万人を超える当社グループ従業員が地域の方と一緒に緑化活動に参加しております。なお、平成24年に「コメリ緑資金の会」と「財団法人緑育成財団」の両事業を統合し、「公益財団法人コメリ緑育成財団」として新たにスタートしております。 2. 災害時における支援活動 近年多発する自然災害に対して、流通に携わる当社グループが果たせる役割は、「物資の供給責任」であると考え、災害発生時の活動基盤として「NPO法人コメリ災害対策センター」を平成17年に設立いたしました。東日本大震災におきましても、各自治体や自衛隊からの供給依頼に、10tトラックで60台分の物資を被災地に供給いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	コメリグループ行動指針に行動基準を規定し、実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コメリグループ行動指針」に基づく公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正等を目的として、当社グループ従業員が利用できる「ヘルpline」(内部通報制度)を設置する。内部監査機能としては、「監査室」が各部門の業務遂行状況の監査を定期的に実施し、業務改善の助言を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」等の社内規程に基づき、適切かつ検索性の高い状態で管理・保存する。企業情報の開示については、開示を担当する部署が社内情報を網羅的に収集し、適時に正確な情報を開示する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスクに関する情報を収集し適正に分析・評価した上で、中長期的な企業価値を向上させ、収益性及び効率性の最大化を目指すために、全社的なリスク管理体制の整備・構築・運用を行う。また、事業の継続に影響を与えるような重大な障害、事件・事故、災害等が発生した場合は、損害を最小限に抑えるため施策を講じる。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「職制及び業務分掌規程」「職務権限規程」等により、取締役及び執行役員等の決裁権限及び責任の範囲を定め、業務執行の効率化と意思決定の迅速化を図る。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「コメリグループ行動指針」に基づき、子会社が公正かつ適法な事業活動を行うため、コンプライアンス担当役員は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括し、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。また、子会社の業務全般について管理を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社担当の責任者を置き、子会社のリスク管理を含めた業務全般について、必要な管理・指導体制を整備する。

f. 反社会的勢力排除に向けた考え方

当社グループは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する。

g. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

h. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制

監査役の職務を補助するため、使用者を置くことを監査役が求めたときは社内にて必要な体制を整備する。

i. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

上記h. の使用者の取締役からの独立性を確保するため、同使用者の任命及び評価等は、監査役会と協議して行う。

j. 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務遂行上必要な場合、上記h. の使用者が、取締役から独立して業務を行い、当社グループの取締役及び使用者がそれに協力する体制を整備する。

k. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制

監査役が当社グループの取締役及び使用者に対し報告することを求めたときは、速やかに適切な報告を行うための体制を整備する。また、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない体制を整備する。

l. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用又は債務の処理を行う。

m. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役及び使用者からの職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程、並びに取締役及び使用者の職務の執行について監査の実効性の確保を図る。

代表取締役は、監査役と定期的に会合を開催し、監査役が意見又は情報交換等を行うことができる体制をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コメリグループ行動指針」において、反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては、断固として対決し、これを排除する旨の定めを行っております。

また、反社会的勢力からの不当要求の被害を防止するために、標準契約書に「反社会的勢力排除条項」を導入するとともに、各都道府県暴力追放運動推進センターが行う講習会に参加し、反社会的勢力排除に取り組んでおります。

万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合は、総務部を責任部署として、警察、専門家等と連携して対処し、毅然とした対応を行うこととしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針の内容の概要

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記2に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

a. 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不变のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

b. 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、DIY用品と園芸用品に特化した独自の専門店業態であるH&G、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店のPWを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミニオニアの形成に努めてまいりました。平成28年3月31日現在、PW40店舗、HC150店舗、H&G975店舗、AT13店舗の合計で1,178店舗を全国に出店しております。

また、商品開発においては、業界最多の標準化された店舗のマスの力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は、独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマスの力を最大限に活かした経営を行っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において「当社株式大量取得行為への対応策(買収防衛策)」(以下、本プラン)の承認をいただいております。本プランは、有事の際に対抗措置(新株予約権の無償割当ての実施)を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のようない内容を有しております。

- a. 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。
- b. 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。
- c. 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の要否を勧告します。
- d. 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- e. 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

4. 上記3が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

b. 株主意思の重視

本プランは、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会及び平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において、実質的同一内容で継続することのご承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

c. 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができ、判断の公正さ・客觀性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

d. 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

